（高齢の教職員等に係る異動報告等に関する特例）

第三十七条の三　次の各号のいずれにも該当する教職員等を使用する学校法人等は、当該教職員等に関し、第一条、第一条の二の六及び第一条の四の規定の例による異動報告書、届書及び支給報告書を、理事長が定めるところにより、事業団に提出しなければならない。

一　次のいずれかに該当する者

イ　法第三十九条第一項の規定により法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者

ロ　［略］

二　［略］

２　［略］（電磁的記録による手続）

第四十条の二　この省令の規定による事業団への書類の提出については、事業団の定めるところにより、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。）を送付する方法その他の適切な方法により行うことができる。

２　［略］（遺族厚生年金の請求等）

第四十四条　遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで、第七十条の二及び第七十三条の二（同令第六十条第一項第三号ロ、同項第六号、第三項第十号及び第十一号並びに第五項、第六十二条の二第三項、第六十七条の二並びに第七十三条の二第六項を除く。以下「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、遺族厚生年金請求等規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第六十三条第一項第三号	［略］	私立学校教職員共済法施行規則第五十条第一項
第七十条の二第一項	前条第一項	遅滞なく
	十日以内に	
第七十条の二第一項第二号	個人番号又は基礎年金番号	本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。）及び遺族厚生年金の年金証書の記号番号

２　［略］（厚生年金保険給付に係る年金証書の再交付の申請）

第四十八条　［略］

２　厚生年金保険給付の受給権者は、年金証書に記載された氏名に変更があつたときは、前項の申請書を、事業団に提出することができる。

３　前項の申請書には、年金証書を添えなければならない。

４　事業団は、第一項又は第二項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

５　［略］

（高齢の教職員等に係る異動報告等に関する特例）

第三十七条の三　次の各号のいずれにも該当する教職員等を使用する学校法人等は、当該教職員等に関し、第一条、第一条の二の六及び第一条の四の規定の例による異動報告書、届書及び支給報告書を、理事長が定めるところにより、事業団に提出しなければならない。

一　次のいずれかに該当する者

イ　法第三十八条の二第一項の規定により法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者

ロ　［同上］

二　［同上］

２　［同上］（ディスク等による手続）

第四十条の二　この省令の規定による事業団への書類の提出については、事業団の定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したディスクその他これに準ずるものを提出することによつて行うことができる。

２　［同上］（遺族厚生年金の請求等）

第四十四条　遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで及び第七十三条の二（同令第六十条第一項第三号ロ、同項第六号、第三項第十号及び第十一号並びに第五項、第六十二条の二第三項、第六十七条の二並びに第七十三条の二第六項を除く。以下「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、遺族厚生年金請求等規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］	［同上］	［同上］
第六十三条第一項第三号	［同上］	［同上］

２　［同上］（厚生年金保険給付に係る年金証書の亡失等）

第四十八条　［同上］

［項を加える。］

２　事業団は、前項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

３　［同上］